みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度マーク使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度(以下「宣言認証制度」という。) のマークの取扱いについて、みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度実施要綱第15条に基づ き、必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 宣言マーク、認証マーク及びプレミアム認証マーク(以下「宣言認証マーク」という。) のデザインは、次のとおりとする。





認証



プレミアム認証



(使用の届出)

- 第3条 宣言認証マークを使用しようとする者は、みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度マーク使用届出書(別記様式)により、あらかじめ知事に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 県、県内自治体及び宮城県介護人材確保協議会関係団体が、宣言認証制度の普及啓発に 使用する場合
 - (2) 新聞、テレビ、雑誌等の報道機関が報道目的に使用する場合
- 2 知事は、届出の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該届出に係るマークの 電子データを交付するものとする。
 - (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
 - (2) 宣言認証制度のイメージを損ない、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
 - (3) 特定の政治、思想、宗教及び募金の活動に使用されるおそれがある場合
 - (4) その他宣言認証マークの使用が適切でないと認められる場合

(使用上の遵守事項)

- 第4条 宣言認証マークの使用者(以下「使用者」という。)は、マークの使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 届け出た使用目的以外の目的に使用しないこと。
 - (2) マークの色、縦横の比率、その他デザインを変更しないこと。ただし、単色印刷は可とする。
- 2 使用者は、要綱第11条の規定により宣言事業所の公表を停止され、又は認証を取り消された

ときは、速やかに宣言認証マークの使用を停止しなければならない。

(使用期間)

- 第5条 宣言認証マークを使用することができる期間は、次の各号に掲げるところによる。
 - (1) 宣言マーク 宣言の有効期間
 - (2) 認証マーク及びプレミアム認証マーク 当該認証の有効期間

(使用内容の変更)

第6条 使用者は、届出の内容を変更しようとするときは、みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度マーク使用届出書(別記様式)により、あらかじめ知事に届け出なければならない。

(要領の改廃)

第7条 この要領の改廃は、知事が行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、宣言認証マークの使用に関し必要な事項は、長寿社会政 策課長が別に定める。

附則

この要領は、令和5年6月12日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年8月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前のみやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度マーク使用要領(以下「旧要領」という。) 第3条第1項の規定による届出に基づき現に旧要領第2条の宣言マーク、第1段階認証マーク、 第2段階認証マーク及び第2段階プレミアム認証マーク(以下「旧マーク」という。)を使用している事業所は、次に掲げる期限までの間、旧マークを使用することができる。
 - (1) 宣言マーク及び第1段階認証マーク 令和8年3月31日まで
 - (2) 第2段階認証マーク及び第2段階プレミアム認証マーク 令和9年3月31日まで
- 3 この要領の施行の際現にされている旧要領第3条1項の規定による届出については、改正後のみやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度マーク使用要領第3条第1項の規定による届出とみなす。この場合において、当該届出に係る旧マークは、次の各項に掲げるマークとみなす。
 - (1) 宣言マーク及び第1段階認証マーク 改正後の宣言マーク
 - (2) 第2段階認証マーク及び第2段階プレミアム認証マーク 改正後の認証マーク

みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度 宣言認証マーク使用届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

マークの使用について、みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度マーク使用要領第3条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

たに至って、外のこわり曲は山より。		
1	申請者	住所 〒 名称 代表者 担当者名・連絡先 (TEL・FAX・E-mail)
2	マークの 種類	□宣言 □認証 □プレミアム *** *** *** *** *** *** ***
3	使用方法	例:パンフレット、ホームページ、名刺、名札、その他()
4	使用期間	宣言の場合:□ 宣言有効期間の最終日まで 認証の場合:□ 認証有効期間の最終日まで

- ※使用に当たっては、下記の事項をお守りください。
- (1) 使用方法以外の方法で使用しないこと。
- (2) マークの色、縦横の比率、その他デザインを変更しないこと(モノクロ印刷は可)。
- (3) マーク使用品の現物1点又は現物の写真を提出すること。
- (4) 届出内容に変更があった場合は速やかに変更を届け出ること。
- (5) 不正な使用が行われた場合は、使用者は直ちに使用を中止するとともに、使用物の回収・ 撤去等を行うこと。